

事業対象者には二つの区分があります

## 1. “新規”事業対象者

要支援認定を受けたことが無い場合、有効期間が切れている場合、又は更新時に非該当となった場合に、チェックリストを用いて事業対象者となった者

## 2. “認定を受けていた”事業対象者

認定の有効期間終了日60日前から終了日翌日までに、**更新申請を行わず**、チェックリストを用いることで、**切れ目なく事業対象者**となった者

# “新規”事業対象者が使えるサービスは？

要支援認定を受けたことの無い方、有効期間の切れている方や更新時に非該当となった方が、チェックリストを用いて事業対象者となった場合に利用できるサービスは下記のとおりです。

## 原則、生活支援型訪問サービスのみ

- ヘルパーによる予防専門型訪問サービスの利用が必要と見込まれる場合は、認定申請の手続きをご案内ください。

# “認定を受けていた”事業対象者が使えるサービスは？

要支援認定者が、更新のタイミングで更新申請を行わずに、チェックリストを用いて、切れ目なく事業対象者となった場合に、利用できるサービスは下記のとおりです。

## 生活支援型訪問サービス+

### 予防専門型訪問サービス／予防専門型通所サービス

- ・ ケアマネジャーがその必要性をケアプランに落とし込むことで、予防専門型サービスを利用できます。

総合事業以外の介護予防サービスの利用は不可

- 介護予防訪問看護・介護予防福祉用具貸与等の介護予防給付を利用したい場合には、要支援認定申請をしてください。

# 要支援者の更新について

更新申請をする前に、事業対象者への移行をご検討ください

- “認定を受けていた”事業対象者の利用できるサービスで種別・量共に足りる場合、更新申請をせずに事業対象者へ移行することで、認定の手間が省けます。
- 要支援認定を受けていた間に利用していなかった総合事業サービスについても利用可能です。
- 全体の申請数抑制に繋がり、当人だけでなく新規・更新・変更申請者の申請から結果通知までの期間も短縮できます。



# 事業対象者についての取扱い

## ①更新申請で「非該当」になった場合

要支援者の状態像ではないと介護認定審査会で判断しているため、認定有効期間終了日前に、改めてチェックリストを提出したとしても「認定を受けていた事業対象者」には該当しない。そのため利用できるサービスについては、「生活支援型訪問サービス」のみとなる。

## ②更新申請を行わずに、チェックリストの提出があった場合

認定有効期間終了日60日前から終了日翌日までに、更新申請を行わずにチェックリストを提出し、事業対象者に該当した場合は、「認定を受けていた事業対象者」となり、「予防専門型訪問サービス」と「予防専門型通所サービス」の利用についても可能となる。

※ケアマネジャーがサービスの必要性を判断した上での取り扱い。

## ③事業対象者から新規申請を行う場合

新規申請の受付日から、事業対象者としての資格はなくなっているため、数日後に申請の取り下げを行っても、再び事業対象者として取り扱う必要がある場合には、再度チェックリストを提出すること。